

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について

平成 22 年 6 月 1 日
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正を予定しております。このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、担当部において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、頂いたご意見に対して個別に回答は致しかねますので、予めその旨ご了承願います。

ご意見の受付は、以下の要領で行いますので、よろしく願いいたします。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正について

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業（会社名又は所属団体名）及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合

FAX 番号：03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5F

日本小型船舶検査機構業務部検査検定課あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：comment@jci.go.jp

日本小型船舶検査機構業務部検査検定課あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

3. 意見募集期限

平成 22 年 6 月 21 日まで（必着）

※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性があることを

ご承知おき下さい。

記

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準の一部改正について

1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則及び特殊基準は、船舶安全法第25条の29の規定により小型船舶検査事務の実施に関する規程として国土交通大臣の認可を受けた日本小型船舶検査機構検査事務規程に基づき制定されるものであり、細則は同規程11-1の規定に基づき小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細則を、また、特殊基準は同規程3-2-1に基づき特殊な小型船舶であって小型船舶安全規則により難い特別な理由があるものの検査に係る事項を、それぞれ規定しています。

細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

第1編 小型船舶安全規則に関する細則

小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。

第2編 検査の実施方法に関する細則

小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。

第3編 船舶安全法施行規則に関する細則

船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。

第4編 小型漁船安全規則に関する細則

小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。

第5編 漁船の検査の実施方法に関する細則

小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。

また、特殊基準は次のとおり制定されています。

- (1) 小型帆船特殊基準
- (2) 多胴型小型帆船特殊基準
- (3) 膨脹式ボート特殊基準
- (4) 小型カーフェリー特殊基準
- (5) プロペラボート特殊基準

なお、現行の検査事務規程、細則及び特殊基準は、当機構ホームページにて公開しております。

2. 改正の背景について

近年、海洋レジャーに対する国民の趣向及び要求の多様化が進み、また、それらを踏まえた様々な製品展開を図るなど小型船舶関連事業者による市場対応に関し、小型船舶及びその関係部品に係る船舶検

査において、より妥当かつ合理的な技術基準を整備・適用すべきことが求められています。

今般、これらの状況を踏まえながら、当機構が実施する船舶検査において小型船舶及びその関係部品に適用される技術基準につき、必要に応じて適宜適切な見直しを実施するものです。

3. 改正の概要について

(1) 検査事務規程細則

a) 細則及び附属書関連

① 最強速力の決定

最強速力の決定に際して、船舶の構造、主機出力等を考慮して差し支えないと認められた場合は計算式で算定しますが、当該計算式は滑走型を想定していることから、滑走型の船舶に限定すること明確にします。

② 無人機関室の消火設備の設置要件

日本小型船舶検査機構の調査研究結果を基に、無人機関室に設置する自動拡散型消火器の設置要件を追加します。

③ 旅客搭載場所

旅客搭載場所の定員を算定する際に除外すべき場所を見直します。

④ 新たに開発された装置の取扱い

近年、救命設備・通信設備等として新たに開発された AIS-SART（小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置）及びインマルサット FB（フリーブロードバンド）等について、細則上でそれらの技術基準及び取扱いを定め、大型船と同様小型船においても搭載（設置）できるようにします。

⑤ 無線電話の同等設備

漁船に設置される無線電話と同等と見なされるトランシーバーの技術要件を明確にします。

b) 検査の実施方法関連

① 燃料タンク（船体固定式以外のもの）の圧力試験

船体固定式以外の燃料タンクの圧力試験について、船体付燃料タンクと同様に水圧試験に代えて気圧試験とすることを認めることとします。

② 電気設備の検査

検査の効率化のため、管海官庁が発行した「船舶電気装工事基準適合証明書」を有する事業者が行った試験成績書を活用する制度を採り入れることとします。

※当該検査方法の導入にあたり、社団法人日本船舶電装協会により、新たに小型船舶専門の船舶電気装備工事技術者の資格が創設される予定となっています。

(2) 特殊基準

① 小型帆船特殊基準及び帆船特殊基準において、無線電信等の備付け要件が不明確な部分を明確にします。

② 近年、複合型ボートで気室部分がウレタン発砲体のタイプが製造されていますが、船体構造、性能等は気室を空気により膨脹させる型式であるため、特殊基準の適用の範囲（定義）を改正します。また、座席定員の取り方を一部改正します。

(3) その他所要の改正を行う予定です。

4. 運用開始日

平成22年7月1日（予定）